

新潟都市計画地区計画の決定（新潟市決定）

都市計画白根北部地区地区計画を次のように決定する。

名 称		白根北部地区地区計画
位 置		新潟市南区北田中の一部
面 積		約 9.4ヘクタール
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>本地区は新潟市の南部、南区白根北部第二工業団地の西側に隣接し、国道8号と、中央環状道路の結節点に位置している。</p> <p>旧白根市域では、人口減少の進行や農家戸数の減少に伴い、地域経済の維持・活性化が課題となっており、地域経済の活性化とともに地域内での雇用の場を創出し、定住人口の増加を目指している。本地区および隣接する白根北部第二工業団地を含めた地区においては、農村地域工業等導入実施計画を策定することで、農業経営の規模拡大や農地の流動化の促進とともに、農業との兼業を含め、就業機会の確保に取り組んできている。本地区は、農村地域工業等導入実施計画の策定後に市街化調整区域に指定されており、市街化調整区域において同計画に基づく農村地域工業等導入地区を設定する場合には、地区計画を活用する必要がある。</p> <p>このため、本地区において地区計画を設定することで、市街化調整区域の原則を保持し、建築物の適切な規制・誘導を行うとともに、農業と工業等の調和のとれた発展を志向しつつ、優良な農村地域工業等導入地区の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	農業と工業等の調和のとれた、優良な農村地域工業等導入地区の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	地区内に幅員 15.0m の幹線道路を配置し、隣接する白根北部第二工業団地内の幹線道路と接続させることで、一団の工業団地として地区内環境の維持・保全に努める。
	建築物等の整備の方針	既存の工業団地と一体となり、その機能の充実を図る地区として、農村地域工業等導入地区にふさわしい建築物の適正な立地を誘導するとともに、区域の環境の保全に必要な適正な規制誘導を行う。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路 幅員15.0メートル 延長約350メートル
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 建築基準法別表第二(を)項に掲げるもの
	建築物の容積率の最高限度	10分の20
	建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6
	建築物の緑化率の最低限度	敷地内に3%以上の緑地を配置すること。ただし、新潟市工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例に基づき、緑地及び環境施設面積のそれぞれの施設面積に対する割合が別途定められている場合は、これによるものとする。

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由

農村地域工業等導入実施計画に基づく土地利用の規制・誘導を図る計画であり、その目的が新潟市都市計画基本方針など上位計画と合致することから、無秩序な市街化を防止するとともに農業と工業等の調和のとれた土地利用を図るため、本地区計画を決定する。

計画図 S=1:2,500

新潟市南区北田中 地内

